



# 「林野火災注意報・警報」制度

令和 8 年 1 月 1 日施行

## 皆様へのお願い

林野火災の多くは、わずかな不注意から発生します。  
乾燥した日や風の強い日は、火の取り扱いに十分ご注意ください。

## 林野火災とは

林野火災は、山林や原野などで発生する火災のことです。

乾燥や強風などの気象条件が重なると、わずかな火でも大きな火災につながるおそれがあります。

## 発令の背景

令和 7 年 2 月、岩手県大船渡市で発生した林野火災を受けて、再発防止と被害の軽減を図るため、「林野火災注意報」及び「林野火災警報」を発令するための新たな制度が創設されました。

この制度により、期間を定めて注意報・警報が発令されることとなります。

## 林野火災注意報発令基準

1 月から 5 月において次のいずれかの条件にあてはまるときに発令します。

- ① 過去 3 日間の降水量の合計が 1mm 以下 かつ 過去 30 日間の降水量の合計が 30mm 以下
- ② 過去 3 日間の降水量の合計が 1mm 以下 かつ 気象台から「乾燥注意報」が出ているとき

## 林野火災警報発令基準

上記「林野火災注意報」の条件に加えて、「強風注意報」が出ているときに発令されます。

## 発令時にかかる主な制限（火の使用制限）

### 多治見市火災予防条例第 31 条 / 消防法第 22 条第 4 項

- 山林や原野などで火入れをしないこと
- 花火など煙火を消費しないこと
- 火遊びや屋外でのたき火をしないこと
- 引火性のものや木くず等の燃えやすいものの近くでは、喫煙しないこと
- 吸いガラや灰などは必ず始末すること

※「林野火災注意報」発令時は、これらの制限を守るよう努めてください。

### 警報発令時の罰則

30 万円以下の罰金又は拘留（消防法第 44 条 18 号）

## お問い合わせ

多治見市消防本部 予防課

電話 0572-22-9233

メール yobou@city.tajimi.lg.jp

